

・介護保険による生活援助として提供できないサービスの内容

平成 12 年 11 月 16 日 老振第 76 号

各都道府県介護保険主管部（局）長あて 厚生省老人保健福祉局振興課長通知
『指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について』 抜粋当該通知において、介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる行為が示されている。

区分1	区分2	内 容
1 「直接本人の援助」 に該当しない行為	主として家族の利便に供 する行為又は家族が行うこ とが適当であると判断され る行為	○利用者以外のものに係る洗濯，調理， 買い物，布団干し ○主として利用者が使用する居室等以外 の掃除 ○来客の応接（お茶，食事の手配等） ○自家用車の洗車，清掃 等
2 「日常生活の援助」 に該当しない行為	① 訪問介護員が行わなく ても日常生活を営むのに 支障が生じないと判断さ れる行為	○草むしり ○花木の水やり ○犬の散歩等ペットの世話 等
	② 日常的に行われる家事 の範囲を超える行為	○家具・電気器具等の移動，修繕， 模様替え ○大掃除，窓のガラス磨き， 床のワックスがけ ○室内外家屋の修理，ペンキ塗り ○植木の剪定等の園芸 ○正月，節句等のために特別な 手間をかけて行う調理 等